

子ども・子育て支援新制度と これからの子育て支援

平成26年8月5日

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長

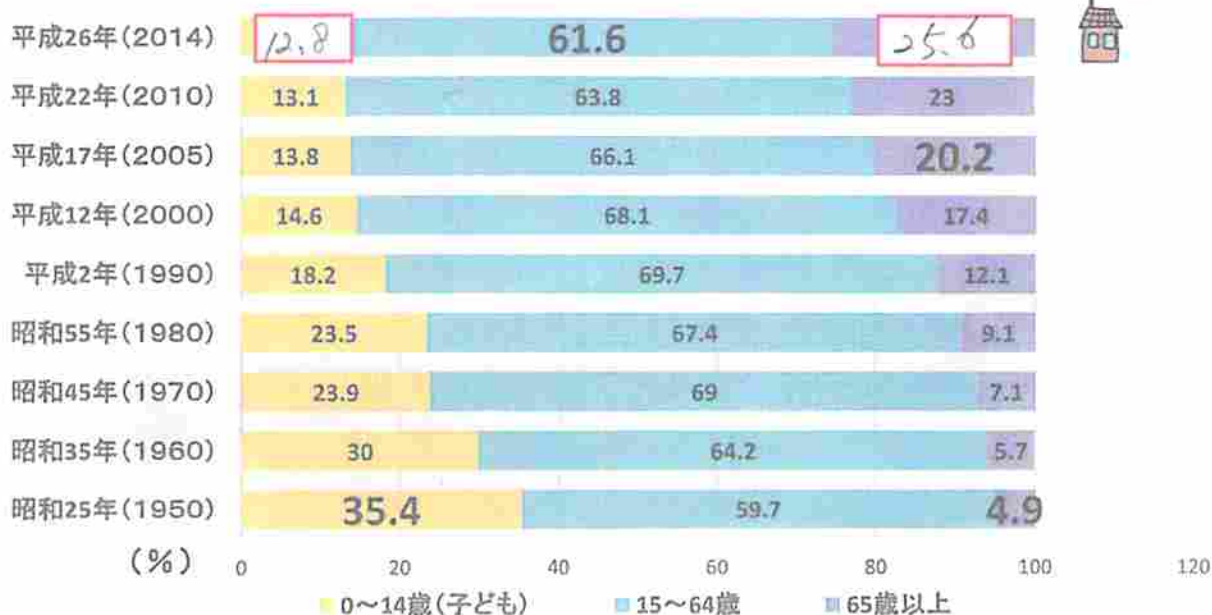
奥山 千鶴子

日本の少子・高齢化の現状

こどもの日発表！

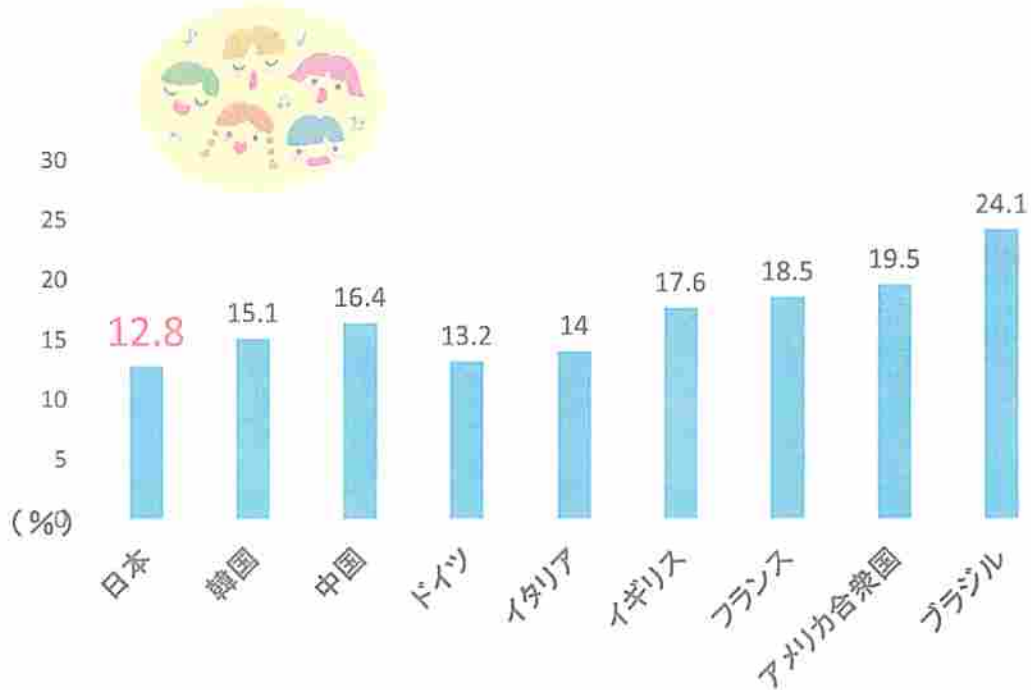


年齢3区分別人口割合の推移(%)



人口推計(総務省統計局 2014.05.04発表)

各国における子ども（年少人口）の割合（％）



資料: 国連人口統計年鑑(2012年版)

日本は、平成26年4月1日現在(概算値)、各国は最新の数値を掲載

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出典: 厚生労働省「人口動態統計」

1666 11月発表

少子・高齢化は他の主要国と比較しても非常に急速

《人口構造の変化(少子・高齢化)に関する見通しの比較》

	高齢化率の現状と見通し			出生率の現状と見通し	
	2005年 (実績)	2030年 (国連推計値)	2050年 (国連推計値)	2011年 (実績)	2050年仮定 (各国人口推計)
日本	20.1%	31.8%	42.0%	1.39	1.21
アメリカ	12.4%	19.4%	21.0%	1.89	2.22
イギリス	16.1%	21.6%	24.1%	1.91	1.74
フランス	16.4%	23.2%	25.9%	2.01	1.90
ドイツ	19.2%	27.3%	30.2%	1.36	1.40
スウェーデン	17.2%	22.8%	24.1%	1.90	1.85

注) 高齢化率: OECD "OECD in Figures 2007" (2005実績), UN "World Population Prospects: The 2006 Revision" (2030, 2050推計値)
 (日本は 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」による。また推計値は各国ともいずれも中位推計値)
 出生率: 各国人口統計及び将来推計人口から作成(2050年の仮定値はいずれの国も中位の仮定値)

5

日本の結婚事情、出産事情

1. 日本人の平均初婚年齢 (2012年)

参考: 1995年

男性 28.5歳
女性 26.3歳

男性 30.9歳

女性 29.3歳

2. 第一子出産時の母の年齢

参考: 1995年

女性 27.5歳

30.4歳

3. 生涯未婚率

* 生涯未婚率とは、「45～49歳」、「50～54歳」の2つの層の未婚率 (=一度も結婚したことがない人の割合)の平均を取り、50歳の時点で結婚した人がない人の割合

2010(平成23年) 男性 20.14%
女性 10.61%

1980(昭和55年) 男性 2.60%
女性 4.45%

* 1990年に男性の生涯未婚率は5%を超えて女性を上回った。

7

◎なぜ、日本だけが急激に
少子化が進むのか？

◎結婚・子育てを、社会は
どう応援すべきか？

働き方の変化

◆世帯構成の変化

(30年間)

共働き世帯 1980年 → 2010年
 614万世帯 1011万世帯

専業主婦世帯 1114万世帯 825万世帯

◆雇用形態の変化

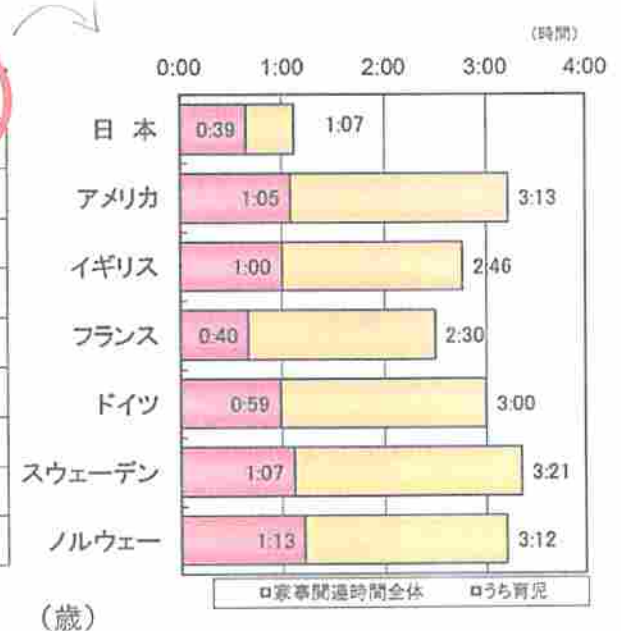
(20年間)

非正規雇用割合 1991年 → 2011年
 19.7% 35.4%

子育て世代の男性の長時間労働

男性就業者(非農林業)の1週間の就業時間

6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間(1日平均)



女性の出産後継続就業率と育児休業取得率

◆女性の出産後継続就業率

2010年 出産前有職	78.6%
出産半年後有職(育休含む)	42.6%
出産半年後無職(学生含む)	36.0%
出産1年前無職(学生含む)	19.9%

◆男女別育児休業取得率

2012年 出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合 83.6%

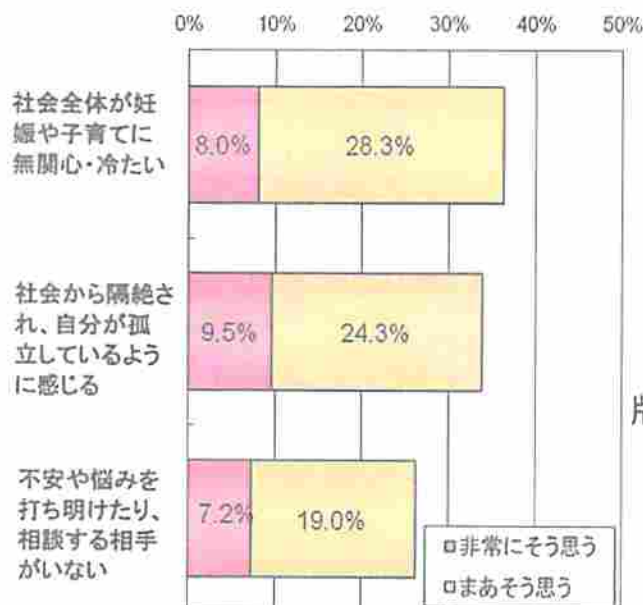
配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合 18.9%

出典:平成25(2013)年度 厚生労働白書

11

孤立化する子育てと負担感の増大

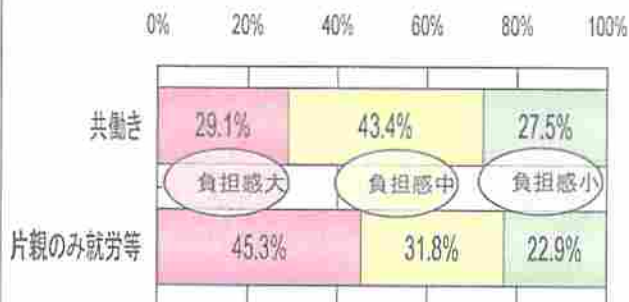
妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の
周囲や世間の人々に対する意識



資料:財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。

女性の子育ての負担感



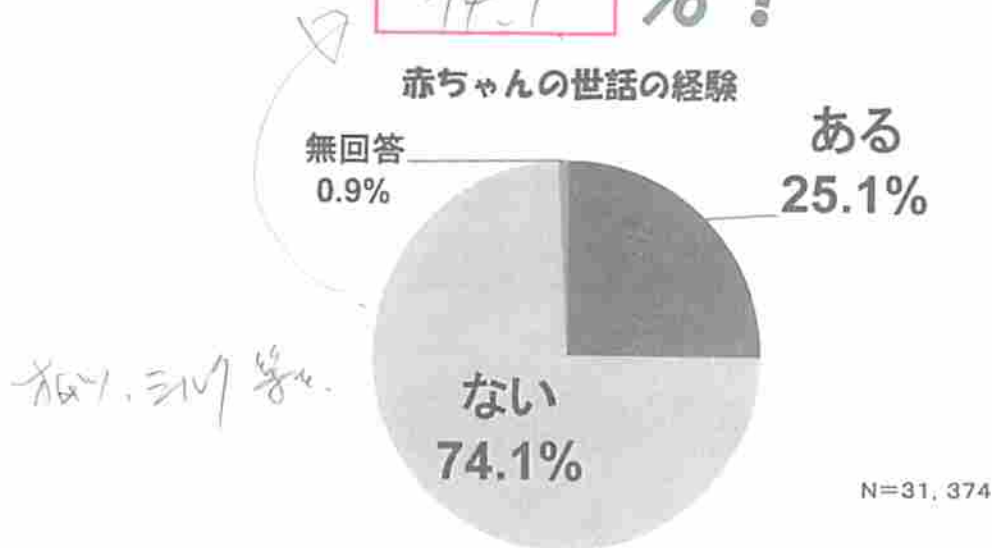
(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

12

(参考)横浜市のニーズ調査結果から(平成26年1月)

初めての子どもが生まれる前に、 赤ちゃんの世話をしたことがなかった人は

74.1 % !



13

子どもを持つことに対する意識について

(2013年 連合 子ども・子育てに関する調査より)

◆2人目が欲しいは73.9%、理想の子どもの人数「2人」43.9%が最多

◆子どもが欲しくない理由

「ちゃんと育てる~~の~~がない」「~~的~~的な余裕がない」

「子どもが~~あ~~る」「子育てが~~大~~そう」「自分たちの~~時~~がなくなる」

全回答者(3,000名)に、将来的に子どもが欲しいか(既に子どもがいる人にはさらに欲しいか)聞いたところ、現在子どもがいない回答者(1,831名)では、「子どもが欲しい」は73.4%、「子どもは欲しくない」は

26.6%。現在子どもがいない人の1人に1人が子どもを欲しくないとの結果

調査の概要

- ◆調査タイトル: 子ども・子育てに関する調査
- ◆調査対象: ネットエイジアリサーチのモバイルモニター会員を母集団とする20歳~49歳の男女
- ◆調査期間: 2013年4月26日~2013年5月2日
- ◆調査方法: インターネット調査
- ◆調査地域: 全国
- ◆有効回答数: 3,000サンプル(有効回答から3,000サンプルを抽出)

14

子ども嫌いの国 につぼん？

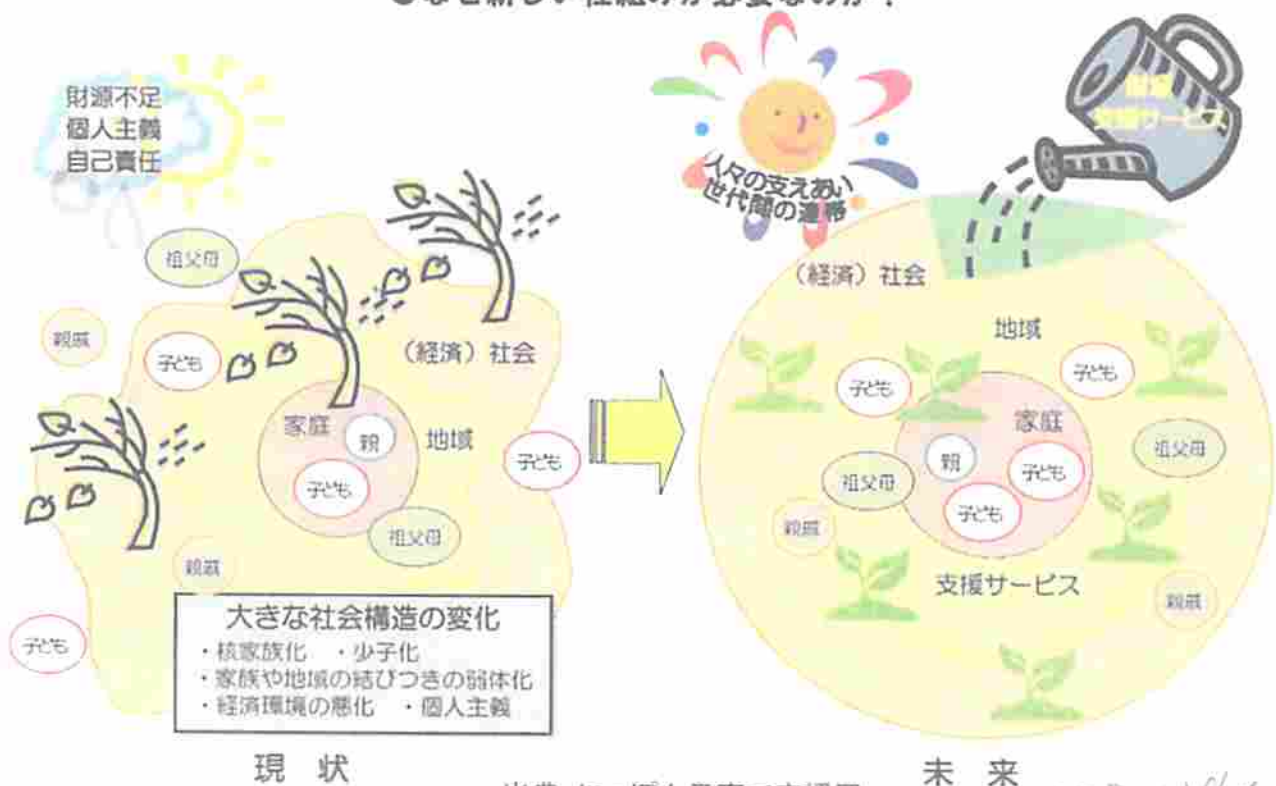
少子化対策だけでいいのか？

ワークライフバランス
(家庭と仕事)

誰が、子どもや高齢者をどう支えるのか？

なんとかしたい！につぼんの子育て

●なぜ新しい仕組みが必要なのか？



出典：につぼん子育て応援団

H.P.4

ADP比1%を

子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法提案理由説明から

現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって、**子育てに不安や孤立感を覚える家庭**は少なくありません。また、**多くの待機児童**が生じている地域もあることや、本格的な**人口減少社会**が到来したことも踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化していかなければなりません。

✓ 所見改善

全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、幼保一体化を含め、子ども・子育て支援関連の制度・財源(*)を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を図ることが求められております。

内閣府

1兆円/年と予想している36%

*財源は消費税

10%以前

Now、0.7兆円が予定出来ていない。

17

子ども・子育て支援新制度の取組

1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「**認定こども園**」の普及
2. **保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会**
3. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な**子育て支援の量の拡充や質の向上**
4. 子どもが減ってきている**地域の子育てもしっかり支援**

✓ 総の数字は内閣府
1X-2018 小学校

※(参考資料)すくすくジャパン！(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

新道結果にして加減の算の70%

18

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 ※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業
 (対象事業の範囲は法定)

※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診

記念品、訪問着の贈り物
 する。

極自に市町村で行う

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

児童代理受領制度の導入。
 (個人に引き継ぎを希望)

新制度で増える教育・保育の場

「認定こども園」の普及3つのポイント

◆保護者の働いている状況に変わりなく、どの子どもも教育・保育を一緒に受ける。

◆保護者が働かなくなったなど、就労状況変わった場合も、通いなれた園を継続利用。

◆子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

「地域型保育」新設。待機児童の多い3歳未満児の保育を増やす。

・施設(原則20人以上)より少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業

地域型保育の4つのタイプ

1. 家庭的保育(保育ママ) *定員5人以下

2. 小規模保育 *定員6～19人

3. 事業所内保育 ✓ (企業) 18ヶ所、地域の子供会館2ヶ所

4. 居宅訪問型保育 ✓ 121 家から出向する型等が中心

21

地域子ども・子育て支援サービスの現状①

事業名	実施状況
幼稚園	13,170か所(平成24年度) 国公立4,973か所、私立8,197か所
保育所	23,753か所(平成24年度) 公立10,277か所、私立13,476か所
認定こども園	1,359か所(平成25年度) 公立252か所、私立1,107か所
地域子育て支援拠点事業	6,233か所(平成25年度) 目標: 10,000ヶ所(中核拠点型)
一時預かり事業 300円/hr(横浜)	7,656か所(平成24年度) 保育所型 7,311か所 - 95% 地域密着型 169か所 地域密着II型 176か所
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1,613市町村(平成23年度) 全市町村の9割超

22

地域子ども・子育て支援サービスの現状②

事業名	実施状況
養育支援訪問事業	1,098市町村(平成23年度) 全市町村の6割超
ファミリー・サポート・センター事業 800円/hr	基本事業699か所(平成24年度) 病児・緊急対応強化事業129か所(平成24年度)
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	672か所(平成24年度) ✓
夜間養護等(トワイライト)事業	363か所(平成24年度)
病児・病後児保育事業	1,610か所(平成24年度) 病児561か所、病後児541か所、 体調不良児507か所、非施設型1か所
放課後児童健全育成事業	21,085か所(平成24年度) END・PM PM → 5 → 7 →

1,098市町村 = 100% 達成

→ 5 → 7 → ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

23

市民参画の視点で

Point

1. 新しい制度は、社会保障に位置づけられ、消費税活用という世代を超えた社会全体で応援する制度
2. 多様な子育て支援を質・量とも充実させていく制度
3. わがまちの子どもたちの健やかな育ちに対して、行政、事業者、保護者、地域一丸となって知恵を出し、作り上げていく制度

＊特に、制度の利用者である子育て家庭が主体的に声を上げて、関わるチャンス。

**この制度を活かすのは、皆さんの声(思い)です。
みんなで、声を上げていこう！！**

24

活動の紹介 おやこの広場びーのびーの

乳幼児とその親が気軽につどえる施設として.. もうひとつの家

「おやこの広場びーのびーの」は、

「0・1・2・3歳児とその親と一緒に過ごせる場所がほしい」という思いで

当事者である親たちが作った

菊名西口商店街の約20坪の「子育てひろば」



25

商店街で遊ぶ



26

港北区地域子育て支援拠点とろっぷ



ボランティアとして、中学生からシニアまで男女、年齢問わず、たくさんの方が参加しています。



子どもと遊んだり
庭・畑の手入れをしたり
おもちゃづくりをしたり、
絵本を並べてくれたり
演奏をしてくれたり、
etc...

多様な
関わり

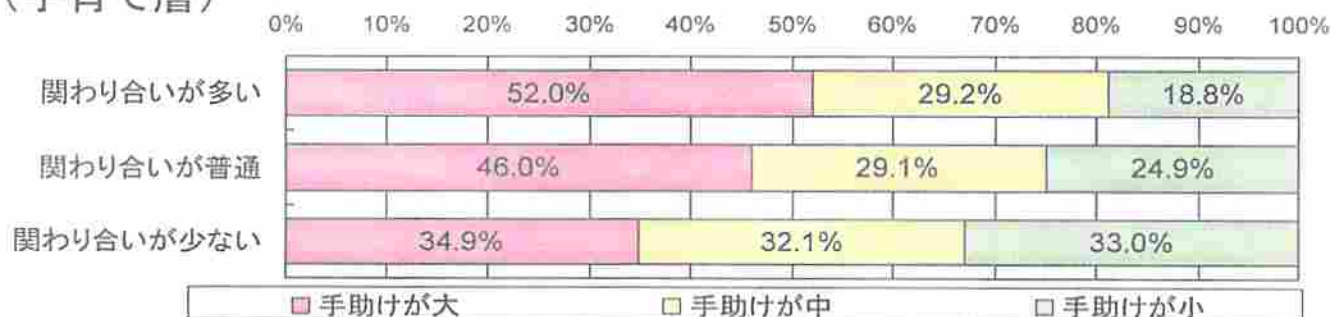
●**子育て相談事業** 臨床心理士(保健師、
発達臨床心理士、特別支援指導委員など)

●**子育てサポートシステム**
地域での預かりを通じた支えあい創出のための事業

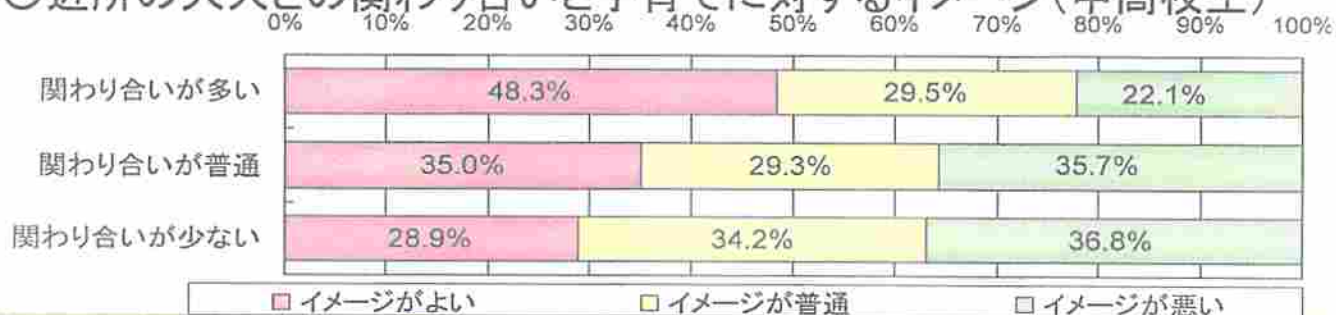
27

子どもの頃の近所の大人との関わり合い

○子どもの頃の近所の大人との関わり合いと子育てにおける周囲の手助けの現状 (子育て層)



○近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ(中高校生)



資料:財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年)

28

平成24年度全国子育てひろば実践交流セミナーにて

○渡辺久子先生 Dr

- ・腕白小僧をつくらなければ社会はよくなる
- ・子どもには、アクセルとブレーキを試してみる時期が必要
- ・ビジネスの時間であるクロノスで子育てはできない。主観の時間であるカイロスで「いのち」の流れに沿った子育てを
- ・心根のやさしいおばあちゃんがいっぱいいる地域は生き延びる
- ・困難を抱えたご家庭であっても、組んだ相手である支援者によってプラスの力が引き出される

○汐見稔幸先生

- ・子どもの育ちを小さな家族だけで担うのは、歴史的には壮大な実験
- ・子どもは、放牧して育てよ

29

ご清聴ありがとうございました

新制度への期待

○豊かな乳幼児期の子どもの育ちの実現

○人生の根っこである、乳幼児期の子育て支援の充実

○多様な働き方を保障する制度

○市町村はコンダクター みんなの手で！

なんとかしたい!
(子育ての悩みを、みんなで解決しよう)

にっぽん
子育て
支援団

結成シンポジウム!

開催します。5月9日(土)。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

お問い合わせ 03-6804-8001

正しく子育てできる日本をつくる。

30

母親がベビーシッターに預けていた男児が死亡した事件（2014〈平成26〉年3月）は、子育て中の母親や保育・子育て支援関係者に衝撃を与えた。

特に、インターネットのベビーシッター紹介サイトで、面識のない男に長男と8か月の次男を預ける等、困った時に行政や保育所に相談せずに、敢えて匿名性の高い選択をしているのはなぜなのか。新しい制度のもとでこのことは解決できるものなのか。また、子ども・子育て支援新制度について、当事者である子育て家庭の理解は進んでいるのか。

これらのことも踏まえ、地域子育て支援を実践してきた立場から、子ども・子育て支援新制度への期待としてまとめてみたいと思う。

1 地域子育て支援の現状 20年で大きな変化

1997（平成9）年春、私が活動している横浜市港北区（人口約33.4万人／2014〈平成26〉年2月）には、認可保育所は15か所（公立10か所、私立5か所）のみであったが、2013（平成25）年には57か所（公立7か所、私立50か所）にまで増えた。また、1997（平成9）年に創設された横浜市独自の保育施設「横浜保育室」が現在24か所ある。公費の投入されている保育施設は合計81か所となり、5倍以上に増えたわけだが、それでも横浜市においては常に待機児童が多い区となっている。一方で幼稚園は、17年前の25園から22園に逆に3園減っている。

2000（平成12）年4月、横浜市港北区にて地域の親たちとともに「おやこの広場びーのびー」を開設して以来、乳幼児期の家庭支援と子どもたちの育ちの環境づくりを意識して活動してきた。また、親子の交流のひろばから、保育所、幼稚園へのつなぎを大切に考え、2000（平成12）年春より、地元の「幼稚園・保育園ガイド」を毎年発行してきたが（17ページ参照）、この14年間で親たちの選択は大きく変わってきたことを実感している。

最初の発行当時、幼稚園においては、年少児クラス（3歳児）の募集枠は少なく、年中児クラス（4歳児）から幼稚園に通わせる家庭が多く、地域の子育てサークルも活発に行われていた。育児休業取得中の方は公務員や大企業に勤める方が多い印象だった。しかし今は、利用者の約2割が育児休業中、約1割は在宅ワーク、パート就労等、何らかの仕事をされている方が利用している。時々、地域子育て支援拠点、専業主婦のための施設といわれることがあるが、実態は育休中または何らかの仕事をされている方が3割、利用されている。地域によっては、親ではなく親族（主に祖父母）が子どもを連れてくる場合もあり、土・日曜日に開催している地域子育て支援拠点では、当然保育所の保護者も利用している。従って、現在は親の就労に限らず、すべての子どもたちとその養育者（親、親族、養育責任者等）が利用できる施設という捉え方のほうがしっくりくるのではないかと考えている。

保育所入所の希望者も増え、秋から冬にかけて保育所入所に関する話題が多く聞かれる。幼稚園においても降園後の預かり保育実施園が増え、さらには短時間就労の保護者に向けた横浜市型預かり保育事業実施園が市内私立幼稚園の約半数となった。幼稚園選びは、母親どうしが話題にしやすいつころだが、保育所入所が厳しい横浜の現状では、保育所選びは個人的な関いにな

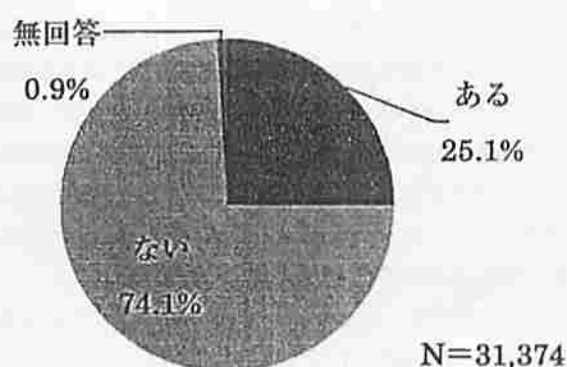


図1 赤ちゃんの世話の経験

る印象である。そこで、横浜市としては、保育サービスに関する専門相談員として「保育コンシェルジュ」を配置、保育サービスに関する相談業務、入所保留児のアフターフォロー等を進めてきた。

保育所の数が5倍以上となっても、就労する保護者が増え、待機児童は解消していないのが実態である。また、幼稚園では年少児クラス（3歳児）で入園を希望する保護者が増えてきた。保育所や幼稚園就園前の親子の交流の場、情報発信、相談ができる場として2006（平成18）年度開設の「港北区地域子育て支援拠点どろっぶ」の利用は、2012（平成24）年度年間で約33,000人となっている。1日の平均利用者数は、子どもと養育者合計約133人となっている。

このように、この20年間で、保育所の飛躍的な量的拡大、幼稚園の低年齢児の受け入れが増え、地域子育て支援も拡充し、確実に変化を遂げているところだが、現状はそれでも充分ではないという状況なのである。

2 地域の子育ては豊かになったか

さて、地域子育て支援について全国を俯瞰してみれば、制度的には、1994（平成6）年、ファミリー・サポート・センター事業創設、1995（平成7）年、主に保育所併設の地域子育て支援センター創設、2002（平成14）年、つどいの広場事業が創設され、この20年ほどで就学前の幼児教育・保育、地域子育て支援は随分拡充してきた。しかしながら、目の前にいる子育て家庭のたいへんさは解消されていないという実感がある。

横浜市が2013（平成25）年に実施した「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（就学前の子どもがいる家庭。回収数は31,374世帯^{*1}）によれば、未就学児のお子さんがある家庭で、「初めての子どもが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことの無い人」が74.1%という結果が示された（図1）。

乳幼児期の子育て支援は、子どもを健やかに育みながら、保護者の“より豊かな子育て”を促進していくことであると考えているが、横浜市のデータからは、少なくとも妊娠期からの子育て支援が急務であるということがわかる。地域子育て支援の始まりは、妊娠を意識したところをスタートに、助産・

医療施設、母子保健分野との連携が求められている。妊娠期の両親学級を地域子育て支援拠点で実施することや、助産・医療施設での出産後の生活支援、情報提供等が一部で行われているが、依然として連携が不十分な分野である。

このように第1の問題は、出産からの切れ目ない支援の実現が未だできていないことである。家庭内にその機能を求めるのが困難な状況になっている。

第2として、子育て家庭の「社会的孤立」があげられる。

子どもが生まれて初めて地域を意識する方も多く、地域に足掛かりがないまま親子だけで日中を過ごす密室育児や、丁寧な子育てを意識するあまり、親が何でも先に準備してしまうような先回り育児や過干渉が指摘されている。また、育児の経験不足や知識不足から泣きやまない赤ちゃんを激しく揺さぶることで深刻なダメージを与える「揺さぶられ症候群 (SBS)」等、社会的孤立によって支援が必要な家庭ほど親が追い詰められてしまうという厳しい現実もある。行政情報は、町内会や新聞織り込みで市の広報紙を入手しなければ手に入れにくいものだが、社会的に孤立した家庭は、気軽なSNS (social networking service / インターネット上の交流を通して社会的ネットワークをつくるサービス) 等の媒体を活用する傾向があると思われる。

子どもを育てることは、昔も今も手がかかることには変わらず、高齢者、障がい者、子どもがいる家庭等、支援の手が必要な家庭ほど、その社会的孤立が顕在化する傾向がある。

第3に、もっとも重要なことは、「子どもの育ち」に関することだ。

横浜市教育委員会の資料によれば、児童生徒の体力が市のピークであった1985 (昭和60) 年と比較して、特に差が大きいのが低学年であることがわかっている。学年が上がるごとにその差は縮まってくるが、乳幼児期の子どもの体力や育つ環境についてはたいへん危惧される結果である。

ボール遊びが禁止されている公園が増え、異年齢児で遊ぶ光景もなくなりつつある。地域で働く大人たちの重層的な見守りの中で育つことができた時代と異なり、今は、幼児にはかかりっきりで親がついて回らなくてはならない。集合住宅においては隣近所に配慮してすごし、気が休まらないのが子育て家庭の現状である。子どもたちが思いっきり外遊びができる環境について、保育所、幼稚園、行政、市民を含め地域一丸となって、考えていかなければならないのではないか。

また、心の育ちについても、乳幼児期は基本的信頼を育む重要な時期であり、親や周りの大人の応答的関わりによって子どもたちの信頼・安心の根っこが生まれ、安心して周りへの関心や探索活動を行えるようになるものと思われる。保育所に入所していない子育て家庭にとって、親以外の多様な大人や、近い年齢の子どもどうして関わりが持てることは、子どもの育ちにとって重要な役割を果たすと考えられ、親子の交流の場は期待されているところである。

このように新制度では、これまで以上に出産前からの切れ目ない支援策の構築とともに、社会的孤立を防ぐ手立てを考え、子どもの育つ環境支援について総合的に推進していかなければならないと考えている。



3 子育て家庭は新制度をどのように理解しているか

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会は、内閣府の委託事業として2013（平成25）年11月～2014（平成26）年2月にかけて、北海道から九州までの20か所において、小学生以下の子どもがいる子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援新制度普及のための草の根勉強会を開催した。その目的は、新制度の趣旨を伝え、一般の利用者へ内容の理解の浸透を図るとともに、利用者の直接的な意見を聞き、新制度に関する今後の広報展開の参考とすることであった。その結果からわかったことは、以下の通りである。

- ① 消費税を活用することはあまり知られていない。
- ② 認定こども園は身近になくて、イメージがもちにくい。
- ③ 待機児童問題に関心が高い。
- ④ 質の向上の具体的な内容がわかりにくい。
- ⑤ 保育の必要性の認定が、これまでとどう異なるのかが知りたい。
- ⑥ 幼稚園の保育料が応能負担になることは知られていない。
- ⑦ 個々の家庭の状況に応じて選択できるサービスが知りたい。
- ⑧ わが町の市町村事業計画に関心が高い。

どの会場においても、認定こども園については関心は高いが、身近になくてイメージがもちにくいという意見が多かった。全国の保育所の実施箇所数約23,000か所、幼稚園約13,000か園に比べて、認定こども園の実施か所が約1,100か園と少ないことが原因だと考えられる。

また、都市部を中心に待機児童の解決の糸口を求めて参加する方が多く、新制度は、待機児童対策だけを解決するための制度ではないが、現状では関心が集中していることを否定できない状況であった。

各施設や事業の質の向上については、イメージが漠然としていることがわかった。保育者の配置については、そもそも国の基準と市町村の基準の関係性がわからないということもあるようだ。また、保育士の待遇改善や研修の充実については必要だとわかってはいるが、どのような質的改善がどの程度の子算を必要としているのかというイメージはつきにくいようだ。量的拡充という目に見えるものに対して、目に見えにくい質の向上については、より理解しやすい解説や解説方法の工夫が必要だと感じられた。

2014（平成26）年度は新制度が始まる前年であり、市町村の事業計画を策定する重要な年度であること、2015（平成27）年度は早ければ新制度が始まる年度であることを踏まえ、より充実した啓発活動が求められそうだ。また、全体の制度の概要説明に加えて、参加者が自分ごとに引き寄せて考えられるよう、個々の家庭の入所希望等に応じた説明も合わせて実施することが、安心感につながる可能性がある。一方で、個々の家庭の状況だけでなく、意見交換等を通じて多様な家庭の状況にも気づき、総合的なわが町の子育て状況にも意識が向けられるということが重要であることが示唆された。

さらに子育て家庭に対しては、わかりやすい言葉で、子育て家庭に身近な手法で行うことが重要である。特に制度の理解促進を図るためには、都道府県、市町村の取り組みに対する方向性や概要、個々の政策の概要を説明する

表1 国における就学前の教育・保育を含む子育て支援事業の実施状況

事業名	実施状況
幼稚園	18,299か所(平成23年度) (国公立5,078か所、私立8,226か所)
保育所	23,200か所(平成23年度) (公営10,380か所、私営12,820か所)
認定こども園	1,099か所(平成24年度)
地域子育て支援拠点事業	7,860か所(平成24年度) (うち国庫補助分5,968か所)
一時預かり事業	7,656か所(平成24年度) (保育所型7,311か所、地域密着型169か所、 地域密着II型176か所)
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1,618市町村(平成23年度) (全市町村の9割超)
養育支援訪問事業	1,098市町村(平成23年度) (全市町村の6割超)
ファミリー・サポート・センター事業	基本事業699か所(平成24年度) 病児・緊急対応強化事業129か所(平成24年度)
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	672か所(平成24年度)
夜間集護等(トワイライト)事業	363か所(平成24年度)
病児・病後児保育事業	1,610か所(平成24年度) (病児561か所、病後児541か所、体弱不良児 507か所、非施設型1か所)
放課後児童健全育成事業	21,085か所(平成24年度)

*厚生労働省の資料をもとに、筆者が作成。

ことに加えて、保護者の不安を解消できるよう「利用者支援」の観点から丁寧に行う必要がある。最終的には、実施主体となる市町村において混乱が生じないように、広報・啓発の分野においても、国、都道府県は重層的な支援が求められる。

4 新制度における地域子育て支援の役割

新制度においては、保育が必要な家庭を含め、すべての家庭を対象に地域の実情に応じた多様な子ども・子育て支援を充実させるために、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児・病後児保育など13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけている。未だ0～2歳児では、約7～8割が家庭内で親や養育者に育てられている。そのため、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、親の就労に関わらず、子育て家庭を地域で支え、孤立した育児をなくしていくための支援が求められてきた。具体的には、親子が気軽に集える場としての地域子育て支援拠点事業、緊急時や親のリフレッシュのための一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業等だ。

しかしながら、表1のように幼稚園、保育所等と比べて整備状況が遅れている。例えば、地域子育て支援拠点事業は、中学校区に1つを設置しようと目標は全国10,000か所となっているが、国庫補助ベースでは6割の整備にと

どまっている。一時預かり事業は、都市部では保育士不足を背景に利用枠を増やせないという状況も見られる。出産前から、産後ヘルパー、家庭訪問支援、地域子育て支援拠点事業等交流の場での支援、切れ目のない地域の子育て支援が、今後より一層求められているところだ。

また、地域子ども・子育て支援事業の中に、子どもや保護者が子育て支援事業を円滑に利用できるように必要な情報提供や助言等を行う「利用者支援事業」が新たに創設された。この事業は、子育て中の親子にとって身近な場所^{※4}で相談に応じ、個別の家庭の状況を把握して、適切な施設・事業の利用につなぐことを目的としている（利用者支援）。また、このような役割を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、必要に応じて足りない社会資源を開発していくことが求められている（地域連携）。これは、サービスの利用案内だけではなく、地域の支え合い、“まちづくり”を意識した事業であり、市町村での事業計画と「車の両輪」となる極めて重要な事業と位置づけられている。

地域子育て支援拠点は、かねてから子育て家庭にとって気軽に集まれる身近な場として、当事者目線で幅広く相談等に応じてきたことから、利用者支援事業の実地場所として期待されている。具体的には、千葉県松戸市の地域子育て支援拠点に配置されている「子育てコーディネーター」等があげられる。このような総合的に実施する形態を「基本型」としている。また、横浜市の保育コンシェルジュ等、行政の一環として特定のサービスに特化した事業形態を「特定型」とする。利用者支援事業は、この2つの形態で実施される予定である。制度が大きく変わる中で、子育て家庭が制度に振り回されないよう、しっかり一緒に寄り添って考える立場の利用者支援事業は、たいへん重要性が増すものと思われる。

5 子ども・子育て支援新制度への期待

冒頭のベビーシッター仲介サイトの問題である。困った時に行政や保育園に相談せずに、敢えて匿名性の高い選択をしていることを考えると、行政サービスの周知とともに、利用者に使いやすい制度に改めることが重要だということがわかる。行政の情報提供は、利用者である親たちの意見を踏まえて、地域のNPO法人等を活用して徹底してわかりやすく、敷居の低いものにしてほしい。つまり、匿名性の高いインターネットにつながる前に行政サービスに目を向けてほしいのだが、それにはかなり工夫が必要だ。

また、就労にかぎらず「子どもを預かってほしい」に応えられる敷居の低い窓口がほしい。子ども・子育て支援新制度で検討している利用者^{※5}に寄り添う相談とコーディネート機能をもつワンストップの「利用者支援事業」にぜひとも取り組んでほしい。

第2に、多様な「子どもを預かってほしい」に対応するサービスの創出、拡充が必要である。保護者に身近な場所での「一時預かり事業」、地域の支え合いである「ファミリー・サポート・センター事業」、訪問家事生活支援サービスである「ホームヘルプサービス事業」等を普及させ、支援サービス

を量的にも質的にも拡充し、結果として子どもを育む地域の支え合いに広げていくべきではないだろうか。私が代表を務める法人では、「ファミリー・サポート・センター事業」を行っており、月間600件以上のコーディネートを行っている。説明会はすぐに予約で埋まってしまう。日々、預かりの担い手である「提供会員」となれる地域の方々の発掘、研修等が欠かせないが、利用したいという親たちの願いの前に、スタッフは犬にほえられながらも募集チラシをポストに入れていく。それは、保護者には地域を意識してもらい、地域には今どきの子育て家庭の状況を知り、サポートに回ってほしいからだ。

地域子育て支援の充実は、確実に子どもや子育て家庭の力を育み、次のステップである保育所、幼稚園にスムーズにバトンを渡すためにも、これまで以上に取り組みを充実させていかなければならない分野であると思っている。

いよいよ、平成26年度は市町村計画づくりが本格化する。首長の指導力、市町村がコンダクターとなって、当事者の参画のもと、事業者間の関係調整、当事者還元への本気度が問われている。他市町村にはない、子どもたちに誇れる市町村事業計画づくりのために、それぞれの立場で責任を果たしていくチャンスではなかろうか。

- * 1 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」2013（平成25）年7月～8月にかけて実施。未就学児調査は65,590世帯（3世帯に1世帯程度）に配布され、回収率は47.8%。
- * 2 「平成25年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査」2013（平成25）年度と1985（昭和60）年度の比較。横浜市教育委員会調べ。
- * 3 2013（平成25）年度 内閣府「子ども・子育て支援新制度草の根勉強会」運営業務
- * 4 本事業は、当初の政府案では地域子ども・子育て支援事業には位置づけられていなかったが、国会における審議の過程でその重要性が共通認識となり、自公民の3党合意（『社会保障・税一体改革に関する確認書（平成24年6月15日）（子育て関連部分）』）において、子ども・子育て支援法に「市町村が利用者支援を実施する事業を明記する」とされたことを受けて法定化された。
(NPO法人びーのびーの理事長、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長)

